

政省令対応

税制改正の実務

—令和8年度版—

著 宮森 俊樹

税理士法人 右山事務所
代表社員・税理士



実務家
必携!

令和8年度税制改正を
政省令も含め徹底解説!

新日本法規

は じ め に

令和8年度税制改正においては、令和7年12月19日に令和8年度税制改正大綱（自由民主党・日本維新の会）が公表された後、衆議院の解散総選挙があり、所得税法等の一部を改正する法律案の国会への提出が令和8年2月20日（例年2月1日）にズレ込む異例の状況となりました。

特筆すべき改正点は、骨太の方針2025（令和7年6月13日閣議決定）を受けて、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、これら点検を踏まえて、適用期限がなく、かつ、過去10年以内に見直しが行われていない国税37件（例：食事支給に係る所得税非課税限度額、深夜勤務の夜食代に係る所得税非課税限度額、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の取得価額要件及び給与の差押禁止金額など）及び地方税27件（例：固定資産税の免税点、不動産取得税の免税点、自動車税・軽自動車税（環境性能割）の免税点など）の見直しが行われました。この見直しのルールは、基本的に、期限付きの措置は期限到来時に、期限の定めのない措置は毎年度の税制改正等の際に必要な対応を検討するものとして制定されたそうです。今後も、陳腐化した国税及び地方税の見直しが行われることを期待したいところです。

個人所得課税においては、個人住民税の基礎控除及び給与所得控除の引き上げによる課税最低限を178万円とする仕組みの創設がされました。そして、その本則部分については、直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率をタイムリーに反映させるために2年毎に見直され、特例で課税最低限178万円に調整されることとなります。また、記帳水準の向上及び電子申告の推進に向けた青色申告特別控除の見直しが行われました。

金融証券税制においては、年齢18歳以上に限定されていたNISAの積立投資枠が、長期・安定的な投資を通じて大学進学等に伴う必要資金を備えられるようにするとの観点から、0歳から17歳の間は年間投資枠60万円、

非課税保有限度額600万円とされることもNISAが創設されました。また、税負担の公平性の確保を図る観点から、特定の基準所得金額の課税の特例の基準所得金額の引き下げ及び適用税率の引き上げが行われました。

住宅土地税制においては、足下の住宅市場・マンション価格の高騰が続く中、新築の住宅ローン控除の控除期間が5年間延長されるとともに、質の高い中古住宅の借入限度額・控除期間の拡充が行われました。また、新築住宅に限定されていた子育て世帯に対する住宅ローン控除が、省エネ基準適合以上の中古住宅にも拡充されました。

資産課税においては、被相続人・贈与者が相続開始・贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築した貸付用不動産の財産評価の適性化の創設が通達改正により行われることが公表されました。

法人課税においては、賃上げ税制の大企業向け措置の廃止、中堅企業向け措置の見直し及び教育訓練費に係る上乘せ措置の廃止が行われました。また、中小企業者等の事務処理能力・事務効率の向上のための工具・器具及び備品の取得価額要件が40万円に引き上げられました。

消費課税においては、国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の少額貨物に対する課税制度の創設、資産の譲渡等に係る第2種プラットフォーム課税制度の創設が行われました。また、免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の控除可能割合の引き下げペース・幅が緩和されるとともに、最終的な適用期限の延長が行われました。

本書では、税理士、公認会計士及び経理担当者等が知っておかなければならない令和8年度税制改正について、改正前制度の概要と改正の内容に分けてQ&A方式によって解説しています。税理士、公認会計士及び経理担当者等の「実務上のバイブル」として活用して頂ければ幸いです。

令和8年5月 大谷翔平の第10号ホームランをテレビ鑑賞しながら

税理士法人 右山事務所

代表社員 宮森 俊樹

著 者 紹 介

税理士 宮森 俊樹

＜略 歴＞

昭和38年 福島県生まれ

昭和63年 大原簿記学校税理士課法人税法科専任講師

平成4年 右山昌一郎税理士事務所入所

平成8年 税理士登録

現 在 税理士法人右山事務所 代表社員・所長

東京税理士会会員講師、日本税務会計学会会長、税務会計研究学会監事、日本租税理論学会委員、日本税務研究センター編集委員会委員及び「無形資産の税務」共同研究会研究員

＜主要著書＞

- ・政省令対応 Q & A 税制改正の実務—令和5～7年度版—（新日本法規出版）
- ・贈与税改正対応 相続時精算課税制度の活用と実務ポイント（ぎょうせい、2024年）
- ・Q & A 中小企業のための欠損金の活用と留意点（清文社、2021年）
- ・事業承継対策—税理士のための相続税Q & Aシリーズ—（中央経済社、2021年）
- ・減価償却・リースの税務詳解 [第3版]（中央経済社、2012年）
- ・Q & Aでわかる平成28～令和4年度税制改正の実務（中央経済社）
- ・Q & A 知っておきたい中小企業経営者と税制改正の実務—平成24～27年度版—（大蔵財務協会）
- ・[改訂版] 計算書類作成のポイント—中小企業会計指針を中心に—（新日本法規出版、2009年） 他

＜主要共著＞

- ・税理士実務質疑応答集－法人税編&個人税務編－（ぎょうせい、2015～2026年）
- ・Q & A 会社解散・清算の実務 [改訂版]－税務・会計・法務・労務－（税務経理協会、2019年）
- ・和解をめぐる法務と税務の接点（大蔵財務協会、2013年）
- ・事例式 契約書作成時の税務チェック【加除式】（新日本法規出版、2012年）
- ・事業承継対策の法務と税務【加除式】（新日本法規出版、2010年）
- ・わかりやすい必要経費判断・処理の手引【加除式】（新日本法規出版、2010年）
- ・法人税申告書の書き方と留意点【基本別表編】－平成16～令和8年申告用－（中央経済社）
- ・法人税申告書の書き方と留意点【特殊別表編】－平成16～令和8年申告用－（中央経済社）

合計額（分離の譲渡所得金額がある場合は、特別控除前の金額）とされます（所法2①三十ロ）。

Q2**物価上昇に連動して基礎控除の本則を引き上げる仕組みの創設**

令和8年度税制改正では、基礎控除の本則部分について、物価上昇の影響をできるだけタイムリーに反映するため、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する仕組みが創設されました。

そこで、令和8年・9年分所得に適用される基礎控除の本則は、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%（令和6年実績2.6%・令和7年実績3.3%）を踏まえて引き上げられた（令和8年改正法附則101）そうですが、その内容について教えてください。

POINT

物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設され、合計所得金額が2,350万円以下である個人の所得税の基礎控除の本則が4万円引き上げられます。

A

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が4万円引き上げられます（所法86①一）。

この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額の引き上げが行われます（所法85・86・89・185・186）。

なお、この見直し後の基礎控除の額は、次のとおりとされます。

- ① 合計所得金額が2,350万円以下である個人…62万円
- ② 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人…48万円
- ③ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人…32万円
- ④ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人…16万円

そこで、基礎控除の本則は、＜図表Ⅰ－１＞のとおりとされます。

＜図表Ⅰ－１＞ 基礎控除の本則の引上げ

合計所得金額（注）	基 礎 控 除 額			
	改 正 前		改 正 後	
	所得税	住民税所得割	所得税	住民税所得割
2,350万円以下	58万円	43万円	62万円	43万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円	32万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円	16万円	15万円
2,500万円超	—	—	—	—

（注） 年末調整において、基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告することとされます（所法190二ホ・195の3①②）。

Q₃ 適用関係

Q 2における基礎控除の引上げの適用関係について教えて下さい。

POINT

令和8年分以後の所得税について適用されます。ただし、給与所得者については令和8年分の年末調整において適用できることとされます。また、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。

A

Q 2の改正は、令和8年分以後の所得税について適用され、令和7年分以前の所得税については、なお従前の例によります（令和8年改正法附則9①）。ただし、年末調整を考慮して令和8年12月1日から適用できることとされます（令和8年改正法附則1四イ）。

	スワップ取引等		総合課税 (所：５％～４５％・住：１０％)	不可
店頭デリバティブ取引	先物取引・オプション取引等	暗号資産デリバティブ取引	総合課税 (所：５％～４５％・住：１０％)	不可
		上記以外	申告分離課税：２０％ (所：１５％・住：５％)	可
	スワップ取引等		総合課税 (所：５％～４５％・住：１０％)	不可
外国市場デリバティブ取引			総合課税 (所：５％～４５％・住：１０％)	不可

(注) 部分が令和2年度税制改正で見直されました。

Q2

特定暗号資産の課税方法の見直し

暗号資産については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和7年6月13日閣議決定）」において、「諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。」とされていました。

令和8年度税制改正では、投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、国民の資産形成に資する「特定暗号資産」に限って、暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることとされたそうですが、その内容について教えて下さい。

POINT

居住者等が暗号資産取引業が取り扱う特定暗号資産を暗号資産取引業

に対して譲渡等をした場合には、その譲渡所得については、分離課税とされます。

A 居住者等が、暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産（その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限ります。以下「特定暗号資産」といいます。）の譲渡等をした場合には、その特定暗号資産の譲渡等による譲渡所得の等については、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます（措法38の2①前段）。

この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その損失の金額は生じなかったものとみなされます（措法38の2①後段）。

Q₃ 3年間の繰越控除制度の創設等

国民が安心して暗号資産市場に参加できる環境の構築を図る観点から、3年間の繰越控除制度が創設されたそうですが、その内容について教えてください。

POINT

分離課税の対象とされた暗号資産取引により発生した損失の金額は、3年間の繰越控除制度ができることとされます。

A 特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、Q₂（措法38の2①後段）の規定にかかわらず、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が可能とされます（措法38の3①、措令25の15の2・25の15の3）。

8 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

Q1 制度の概要

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するためには、企業が大胆な設備投資を行い、新たな付加価値の創出と生産性向上による果実が質上げにつながる好循環をより強固なものとし、こうした好循環を海外市場と結びつけることで、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが極めて重要であるとされています（総合経済対策：令和7年11月21日閣議決定）。

近年、国内設備投資は増加傾向にありますが、こうした基調を加速させ、足元の供給力不足を解消し、人口減少下でも拡大する内需が成長を牽引するとともに、世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出を拡大することにより、中長期的な経済成長を実現していく必要があります。

令和8年度税制改正では、こうした考え方により国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資の推進に向けた大胆な設備投資促進税制（いわゆる特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設されましたが、その創設された制度の概要について教えて下さい。

POINT

全ての業種を対象とし、投資下限額35億円以上（中小企業者等については5億円以上）及びROI水準15%の高い基準を満たす設備投資に対し、建物を含め即時償却又は高い税額控除割合7%又は4%が適用されます。

ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とされ、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされます。

A

青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限り）で、特定生産性向上設備等（その法人が産

業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限り、)に該当するもの(以下「特定機械装置等」といいます。)の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用(貸付けの用を除きます。)に供した場合(その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に、特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合に限り、)には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却(即時償却)とその取得価額の7%(建物、建物附属設備及び構築物については、4%)の税額控除との選択適用ができることとされます。

ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とされ、控除限度超過額は3年間の繰越ができることとされます(措法42の12の7①②④、措令27の12の7①)。

また、所得税についても同様とされます(措法10の5の6)。

なお、この新設に伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされます。

<図表V-19> 特定生産性向上設備等投資促進税制の概要

区 分		内 容
適用要件		産業競争力強化法の確認手続を経た設備投資計画に基づき取得した設備等
対象業種		全ての業種
対象 資 産	生産等に必要な設備等 (一定の規模以上のもの)	機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア
	投資下限額	35億円以上(中小企業者等については5億円以上)
	ROI水準	15%超
特別償却		即時償却
税 額 控 除	控除率	機械装置、工具、器具備品及びソフトウェア：7% 建物、建物附属設備及び構築物：4%
	控除上限	当期の法人税額の20%
	繰越制度	控除限度超過額は3年間の繰越し可

措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等
他の設備投資税制の適用	本措置の適用を受ける場合、次の税制は適用不可 ①地域未来投資促進税制 ②中小企業経営強化税制 ③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

Q₂ 生産等設備の定義

Q 1 における生産等設備の定義について教えてください。

POINT

法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものとされます。

A 「生産等設備」とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものとされます。

なお、事務用器具备品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しないこととされます。

Q₃ 最低取得価額要件

Q 1 における一定の規模以上のものの定義について教えてください。

POINT

生産等に必要な設備等（機械装置、工具、器具备品、建物、建物附属

設備、構築物及びソフトウェア)は、最低取得価額要件を満たすものとされます。

A

「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものとされます(措令27の12の7②)。

- ① 機械装置…1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具及び器具備品…それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの(それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含みます。)
- ③ 建物…一の取得価額が1,000万円以上のもの
- ④ 建物附属設備及び構築物…それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの(建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含みます。)
- ⑤ ソフトウェア…一の取得価額が70万円以上のもの

Q4

特定生産性向上設備等の定義

Q1における特定生産性向上設備等の定義について教えて下さい。

POINT

既存の税制では対象とならないような大規模、かつ、高付加価値の投資を推進する観点から、産業競争力強化法の確認手続を経た設備投資計画に基づき取得等された設備等とされます。

A

「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものとされます。

- ① 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上)であること。